

## 宮崎県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、コミュニケーション能力の向上等を図り、軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援しています。

### ○ 助成対象者

1. 軽度・中等度難聴児の保護者が宮崎県内に住所を有していること
  2. 18歳以下であること（18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある者）
  3. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害に関して身体障害者手帳の交付の対象とならないこと（ただし、医師が必要と認める場合は30デシベル未満も対象とする）
  4. 他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと
  5. 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師から判断されていること
- ※ 軽度・中等度難聴児の保護者若しくは配偶者又は扶養義務者の所得が特別児童扶養手当の所得制限限度額以上の場合は対象外とする。

### ○ 助成額

補聴器の購入、更新又は修理に係る経費の3分の2（障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度で適用される基準額又は購入等に要した費用のいずれか低い額を限度とする。）

- ※ 生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯の場合は、基準額の全額を補助します。

お問い合わせ先：市町村